

田彦中学区地域づくりの会 会則

第1章 総則

(名称、事務局)

第1条 名称は、田彦中学区地域づくりの会と称し(以下、本会という。)，事務局を田彦コミュニティセンター内(ひたちなか市田彦950-128)に置く。

(構成)

第2条 本会は、田彦中学区を対象とし、その住民をもって構成する。

2 本会の運営上、別表第1に掲げる自治区割りとする。

(目的)

第3条 本会は、住民が自ら生きがいと、うるおいのある生活を目指すと共に、心豊かな郷土づくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりについての調査研究
- (2) 地域づくり実践活動及び広報活動
- (3) 地域づくりを実践する団体及び住民の活動推進
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会の組織を別表第2に示す。

第2章 役員等

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 監事 | 2名 |
| (4) 地区委員（地区委員長および地区副委員長を含む） | 10名 |
| (5) 部会長（実践部長および実践副部長を含む） | 5名 |
| (6) 副部会長（同上） | 7名 |
| (7) 広報委員長 | 1名 |
| (8) 広報副委員長 | 1名 |
| (9) 田彦小学区子ども会育成会代表 | 2名 |

(10) 事務局長 1名

(役員の選出)

第7条 会長、副会長及び監事の選出は、選考委員会において候補者を選考、役員会に推挙し総会の承認を得るものとする。

- (2) 選考委員会は、別表第1各地区の推薦者及び実践部会からの2名で構成し、庶務に事務局1名を加える。
- (3) 選考委員会の委員長及び副委員長は委員から選出する。
- 2 地区委員は、別表第1に定めるところにより選出する。
- (2) 地区委員長及び地区副委員長は、地区委員会において選出する。
- 3 実践部長及び実践副部長は、実践部運営委員会において選出する。
- 4 部会役員(別表4項目①)は、部会全体会議において選出する。
- 5 広報委員会の委員長及び副委員長は、広報委員会において選出する。
- 6 事務局長は、会長が指名し役員会で承認を得る。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任期の特例)

第9条 役員は、前条の規定にかかわらず、その任期が満了した後においても後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会の運営の全てについて責任をもつ。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が定めた副会長が責任をもつ。
- 3 地区委員長は、地区委員会を代表し、地区委員会の運営のすべてについて責任をもつ。
- 4 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、地区委員長が事故あるときはその職務を代行する。
- 5 地区委員は、自治会の自治組織との連絡調整及び地区活動の推進・本会の事業の推進にあたる。
- 6 実践部長は、実践部運営委員会を代表し、実践運営委員会の運営の全てについて責任をもつ。
- 7 実践副部長は、実践部長を補佐し、実践部長が事故あるときは、あらかじめ実践部長が定めた実践副部長がその職務を代行する。
- 8 部会長は、部会を代表し、部会の全てのことについて責任をもつ。
- 9 副部会長は、部会長を補佐し部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 10 広報委員長は、広報委員会を代表し、広報委員会運営の全てについて責任をもつ。

- 1 1 広報副委員長は、広報委員長を補佐し広報委員長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 1 2 田彦小学区子ども会育成会連絡協議会を代表して役員会に出席し、本会と子ども会との連絡調整にあたる。
- 1 3 事務局長は、事務局を統括しその運営につとめる。

(監 事)

- 第1 1条 本会に監事を置く。
- 2 監事は、本会の会計及び業務を監査し、その結果を役員会及び総会に報告するものとする。
- 3 会長が必要と認めるときは、部会の会計及び業務を監査し、その結果を会長に報告するものとする。

(顧 問)

- 第1 2条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営上必要な事項に関し、会長の諮問に応ずるものとし、必要に応じ会長に意見を述べることが出来る。
- 4 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任期と同一期間とする。

第3章 会議

(会 議)

- 第1 3条 会議は、総会、役員会、地区委員会、実践部運営委員会、部会及び広報委員会とする。
- 2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、構成員の過半数をもって可決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(總 会)

- 第1 4条 総会は、別表第3に掲げるものをもって構成し、年1回以上開催するものとする。

2 総会は、会長が招集し、議長は出席者の中から選出する。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改正に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 事業計画及び予算に関すること
- (4) その他会長が必要と認めたこと

(総会の書面表決)

- 第1 5条 会長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するため会議の開催が困難であると認めたときは、会議の開催に代え、書面表決により議事の審議決定を行うことができる。

(1) 大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがあるとき。

(2) 感染症、伝染病など重大な疾病が蔓延し、もしくは蔓延する恐れがあるとき。

(3) その他やむを得ない理由があるとき。

2 書面表決の議事は、提出された書面表決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

(役員会)

第16条 役員会は、監事を除く第6条に定める役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき開催するものとする。

2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 役員会は、次の事項について審議し、またはその執行にあたり、本会事業の円滑な推進を図る。

(1) 総会に提出する事案に関すること

(2) 総会において決定された事項の執行に関すること

(3) 実践部運営委員会及び地区委員会より提出された事案の処理に関すること

(4) その他会長が必要と認めたこと

(地区委員会)

第17条 地区委員会は別表第1表に示す地区委員をもって構成する。

2 委員会は、地区委員長が必要と認めたとき、開催するものとする。

3 委員会の審議事項は次のとおりする。

(1) 役員会に提出する事項に関すること。

(2) 当該地区内の自治組織との連絡調整ならびに地区活動の推進に関すること。

(3) 市民会議の運営

(4) その他

(実践部運営委員会)

第18条 実践部運営委員会（以下、運営委員会という。）は、各部会長、副部会長及び事務局1名をもって構成する。

2 運営委員会は、実践部長が必要と認めたとき、開催するものとする。

3 運営委員会は、実践部長が招集し、実践部長が議長となる。

4 運営委員会は、必要に応じ会長の出席を求めることができる。

5 運営委員会は、次の事項について協議し、またはその執行にあたり本会事業の円滑な推進につとめる。

(1) 役員会に提出する事業に関すること

(2) 各部会間の事業の調整に関すること

(3) 会長から提出された事案の処理に関すること

(4) 部会から提出された事案の処理に関すること

(5) その他実践部長が必要と認めたこと

6 実践部長は、運営委員会の会議の経過並びにその結果について、その都度会長に報告しなければならない。

(総会提出事業の専決処分)

第19条 補正予算及び事業計画の変更については、会長は総会を開催するいとまがないときは、役員会の決定にもとづき専決処分することができる。この場合、専決処分した事項については、間近の総会に報告し、承認を得なくてはならない。

(部会)

第20条 本会は、別表第4に定める部会を置く。

2 部会長は、事業推進に必要な体制を組成し部会運営にあたる。

3 会計は、部会の会計を担当する。

4 監事は、会長または、部会長の指示により会計監査を行い報告する。

5 部会役員会は、次の事項を行う。

(1) 本会役員会に提出する議案と事業運営に必要な事項の審議

(2) 部会事業・予算計画の策定

6 部会全体会議は年1回以上開催し、次の事項を審議する。

(1) 部会役員の選出

(2) 部会年次事業・予算計画及び決算

(3) その他必要事項

7 会長の指示及び実践部運営委員会の協議に基づき、実践部長の指示により部会事業の適切な実施に努める。

8 部会長は、会議の経過及び部会事業の実施について、特に重要な事項は、その都度実践部長に報告しなければならない。

(広報委員会)

第21条 本会に、会報を編集発行するため広報委員会を置く。

2 広報委員会の委員は、別表第1に定める各地区、各部会から1名選出し、事務局1名を加える。

3 第6条及び第7条の規定は、広報委員会の委員にこれを準用する。

第4章 実行委員会の設置

(実行委員会)

第22条 会の活動を効率的に行うため、会長は必要に応じて、実行委員会等を設けることができる。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 事務局に事務局長のほか次の事務局員を置く。

(1) 会計 1名

(2) 書記 1名

2 前項の事務局員は、役員会の承認を得て会長が任命する。

3 事務局員は事務局長の指示を受け、主として次の事務を行う。

(1) 事業計画、予算及び本会の運営事務に関するこ

(2) 事業報告、決算に及び出納に関するこ

(3) 事務連絡に関するこ

(4) その他、本会の運営に関するこ

第6章 会計

(会計)

第24条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については役員会の協議を経て、会長が別に定める。

付則 この会則は、平成6年5月14日から施行する。

付則 平成17年4月16日一部改正する。

付則 平成18年4月15日一部改正する。

付則 平成19年4月14日一部改正する。

付則 平成24年4月14日一部改正する。

付則 平成27年4月11日一部改正する。

付則 平成31年4月20日一部改正し、施行する。

付則 令和2年4月18日一部改正(監事)する。

付則 令和4年4月16日一部改正(書面表決)する。

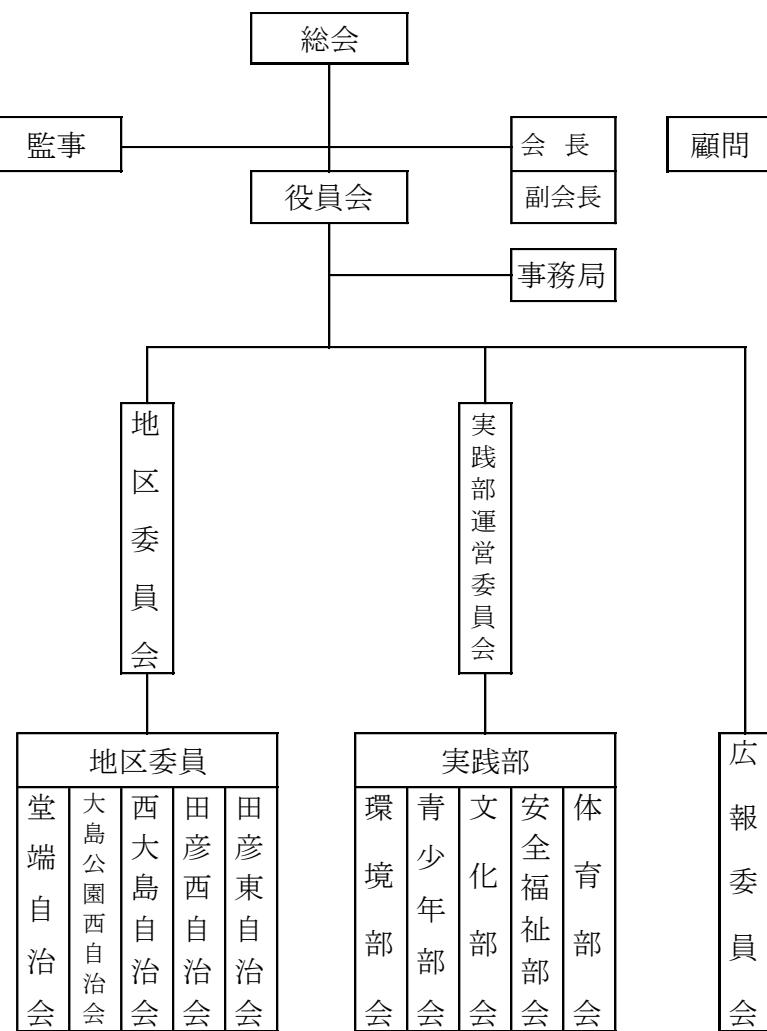
付則 令和6年4月20日一部改正(育成会)する。

付則 令和7年4月19日一部改正(部会規定組込)する。

別表第1 地区委員とその選出方法

地 区 委 員		
地区名称	定数	選出方法
田 彦 東 自 治 会	2名	(地区内の会長、副会長とする。)
田 彦 西 自 治 会	2名	
堂 端 自 治 会	2名	
西 大 島 自 治 会	2名	
大 島 公 園 西 自 治 会	2名	

別表第2 田彦中学区地域づくりの会 組織図



別表第3 構成員一覧表

no.	役職名	定数	備考
1	本会役員	<u>32</u>	
2	各自治会班長	39	
3	県営田彦自治会	1	
4	民生委員児童委員・主任児童委員	5	自治会1名
5	青少年相談員	5	自治会1名
6	交通安全協会分会	1	
7	田彦小交通安全 <u>父母の会</u>	1	
8	各高齢者クラブ(1名)	5	
9	田彦中PTA	1	
10	田彦小PTA	1	
11	食生活改善推進員	1	
12	保健推進員	5	自治会1名
13	女性学級	1	
14	消防第3分団	1	
	計	<u>99</u>	

別表第4 実践部の組織

別表第4 実践部会組織

実践部運営委員会		部長1名 副部長2名	2025/3/22	
項目部会名	①部会役員	②活動指針(目的)	③事業内容	④構成員(各部会30名以内)
体育部会	部会長1名 副部会長2名 会計2名 監事2名	・地域の体育スポーツ、レクリエーション活動を通じて、地域住民の体力づくりと自身の健康増進の推進	(1)各種大会の企画立案及び開催 (2)スポーツレクリエーションの普及発展に関する活動の指導育成 (3)各種スポーツレクリエーションの講習会及び研修会の開催 (4)その他、目的達成に必要な事業	(1)自治会推薦者(2名以上) (2)ひたちなか市スポーツ推進委員
安全福祉部会	部会長1名 副部会長1名 会計2名 監事2名	・地域福祉活動を通じ、住民相互の福祉向上の推進 ・地域交通安全大会等を開催し、交通安全の意識向上と交通ルールの啓蒙活動の推進	(1)各種大会、事業の企画立案及び開催ならびに後援 (2)交通安全確保の為の調査活動 (3)各種講習や講演会等の開催 (4)その他、目的達成に必要な事業	(1)自治会推薦者(2名以上) (2)交通安全協会役員 (3)民間交通指導員 (4)田彦小交通安全父母の会代表 (5)消防団長 (6)高齢者クラブ代表 (7)民生委員・児童委員 各地区1名 (8)地区保健推進委員
文化部会	部会長1名 副部会長1名 会計2名 監事2名	・地域住民の芸術文化活動を通じ、心豊かなライフスタイルの推進	(1)各種大会事業の企画立案及び開催並びに後援 (2)各種文化総合展覧会、発表会及び研修会の開催 (3)その他目的達成に必要な事業	(1)自治会推薦者(2名以上) (2)利用者団体 (3名以上)
青少年部会	部会長1名 副部会長1名 会計2名 監事2名	・子どもたちとのふれあいの場つくりの推進 ・青少年非行防止等のため健全育成活動の推進	(1)青少年健全育成事業の企画立案及び開催 (2)講演会及び研修会の開催 (3)青少年のための相談及び親子ふれあい事業の開催 (4)その他目的達成に必要な事業	(1)自治会推薦者(2名以上) (2)田彦中PTA (3)田彦小PTA (4)田彦小学区子ども会育成会 (5)民生委員・児童委員 (6)青少年相談員
環境部会	部会長1名 副部会長1名 会計2名 監事2名	・地域の環境美化活動を通じ、循環型社会の推進 ・緑と花の愛護普及活動を通じ、うるおいのある健全で文化的な生活環境の推進	(1)各事業の企画立案及び開催 (2)地域の環境美化と省資源運動の推進 (3)展覧会、講演会、研修会等の開催 (4)その他、目的達成に必要な事業	(1)自治会推薦者(2名以上) (2)利用者団体 (3名以上) (3)食生活改善推進員

広報委員会

広報委員会		①部会役員	②活動指針(目的)	③事業内容	④構成員
委 員 会	委員長1名 副委員長1名	・本会の活動および地域の情報発信	・年3回広報紙の発行 ・本会活動の情報発信	(1)自治会推薦者(1名) (2)部会推薦者(1名)	